

# 「かんぽ生命保険の学資保険の改定」に関する意見

令和5年1月20日  
日本郵政グループ労働組合

# 「かんぽ生命保険の学資保険の改定」に対する意見

## 1. かんぽ生命保険の取扱商品について

- 一連の「かんぽ不適正営業問題」の要因には、会社としてのガバナンスや営業指導体制、高すぎる営業目標等も挙げられますが、一因として、他の生命保険会社と比較し規制された認可制での運用下で、消費者のニーズに合わない商品を販売するほかない状況が続いていたことがあると認識
- 特にかんぽ生命保険の既存商品は、貯蓄性商品がメインであったことから、マイナス金利導入後、標準利率の引下げに伴って保険料改定を行った結果、貯蓄性商品の魅力が大きく損なわれ、お客さまへの訴求力が著しく低下

当組合はかんぽ生命保険に対し、お客さまニーズに応えられる商品開発や見直し等を求めてきており、2022年4月から新医療特約が発売されたが、その他の取扱商品構成の見直しは道半ばであり、**直近の新契約販売件数は伸び悩み、保有契約件数の大幅な減少を回復させる見通しは立っていない**と認識（詳細は別添のとおり）

## 2. 学資保険の改定について

### 今回公表された学資保険の改定内容

- 保険料10歳払込済の契約種類の新設等による返戻率の改善や一部の商品の保険料引下げ
- 医療特約を付加する場合の基本契約の最低保険金額の引下げ

- 従来の商品に比べ、お客さまに満足いただける内容であり、販売する社員も提供しやすいものであるとの認識の下、改定内容に賛同
- 速やかに実施できるよう支援いただくとともに、新規業務の実施状況についての過度な確認・検証とならないよう要望

# 「かんぽ生命保険の学資保険の改定」に対する意見

## 3. 今後の規制緩和について

- 日本郵政グループは、お客さま本位の業務運営に徹するとともに、ユニバーサルサービスを含めたコアビジネスの充実強化をはかり、将来に向けて常に成長していかなければならない
- かんぽ生命保険は、保険事業を安定的に提供していくためにも、変化する顧客ニーズに合致し、お客さまに喜んでいただける新商品をスピーディーに導入し続ける必要がある

郵政民営化委員会においては、「従来からの主たる顧客層である高齢者のみならず、青壮年層のニーズに十分に応えられるよう、第三分野などの商品やサービスの充実に期待したい。」※ と述べられている

**同様の認識であり、かんぽ生命保険には、少なくとも生命保険各社が取扱う商品構成に追いつくよう期待**

※「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(令和3年4月22日)

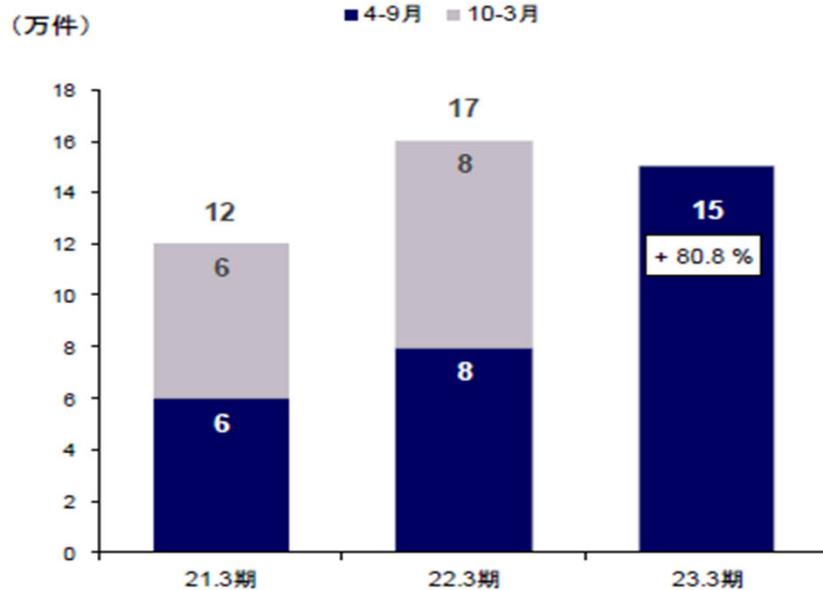
昨今の生命保険業界においては、死亡保障を抑えて医療保障を充実させる傾向が強くなり、特に主契約で入院保障等を提供する医療保険や介護など、死亡保障の無い商品等が多く販売され、こうした領域にお客さまニーズが存在するものと認識

- かんぽ生命保険においては、届出制への移行により、配慮義務に違反しない限り新規業務を行うことができるとされており、今回の学資保険改定に留まることなく、生命保険各社の多様な商品構成に追いつくよう、順次商品開発に努めるべき
- 「かんぽ不適正営業問題」によって大きく失墜した皆さまの信頼、働く者の誇りを取り戻すためにも、利用者利便の向上につながる多様で良質なサービスを提供することが重要だと認識
- 当組合としても全力で取り組んでいく所存、郵政民営化委員会において、今後とも支援いただくとともに、民間企業として当たり前前の経営の自由度を確保いただくよう重ねて要望

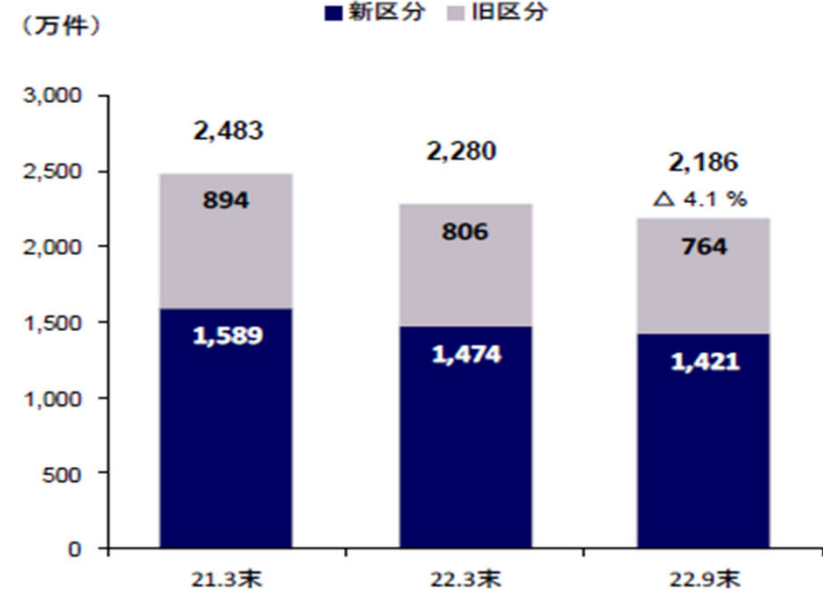
- かんぽ生命保険の新契約販売件数は、2020年度上期の6万件に対し、2022年度上期の15万件と伸び悩み
- 保有契約件数は、2022年9月末で2,186万件と減少傾向を回復させる見通しは立っていないと認識

## 契約の推移

### 新契約件数（個人保険）の推移



### 保有契約件数（個人保険）の推移



注: 「新区分」は、当社が引き受けた個人保険を示し、「旧区分」は、当社が独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から受再している簡易生命保険契約（保険）を示す

### 解約・失効件数（個人保険）の推移

(万件)

	21.3期	22.3期	23.3期
通期	51	50	-
4-9月	24	25	22

注: 「新区分」および「旧区分」を合算した件数